



～巻頭言～



珍しい相続の話

歌舞伎俳優の市川猿之助さんの自宅において両親の死亡と猿之助さんの自殺未遂が発見された事件で、ふと思ったことを紹介します。猿之助さんの事件では母親が自宅で死亡が確認され、父親は搬送先で死亡が確認された。

つまり猿之助さんが刑事犯罪にならなければ

相続人として母親の財産を相続し、次に父親の財産を相続することになる。「遺言メモ」があったそうだが、遺言が法的な効力を持つには財産目録を除く主要部分を自筆だけでなく日付や署名、押印がなければ無効となり遺言メモ通りには進まない。仮に猿之助さんも自殺していれば、遺言メモが無効となると相続人はおらず国への寄付となる。特別縁故者がいて裁判所が認めれば遺産を受け取れる。これが民法の相続である。この事件で思ったことは「同時死亡の推定」の場合である。同時死亡とは事故、災害などによって複数人が死亡し死亡順序が明らかでない場合である。「民法32条の2には数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお存在していたことが明らかでない時は、これらの者は同時に死亡したものと推定する。(同時死亡の推定)」 事故で病院へ搬送され複数人の死亡時刻が証明されればいいのですが、同時死亡の推定はお互い死亡時には相手も死亡しているとみなす民法のルールで相続が開始される。夫婦の同時死亡、親子の同時死亡などいろいろなケースが考えられる。相続税では、例えば両親の同時死亡の場合、① 法定相続人は子供となり、父親の財産、母親の財産を各々相続する。② 夫婦に子供がいない場合は直系尊属である夫婦の親が相続人となり、夫の財産は夫の親(両親)、妻の財産は妻の親(両親)が相続することになる。③ 夫婦の両親がすでになくなっている場合は夫の兄弟、妻の兄弟がそれぞれ相続することになる。事故、災害では夫婦の同時死亡推定だけでなく親子、孫までも関わりが発生する場合があります大変複雑、揉めるケースが多いと聞いている。実務上ではあいまいな場合も同時死亡となり、誰にどれだけの遺産が引き継がれるかで大きく変わるため特定の相続人が死亡の順序を明確にするようトラブルが予想されることもある。同時死亡を覆すにはそれなりの証拠証明が必要であり大変難しい。不慮であるため防ぎようがないものの生前より相続(争族)対策(遺言書)を講じることが重要としました。市川猿之助さんの事件から思う一般的な相続について考察してみました。